

【令和元年東日本台風】被災者生活再建支援制度のご案内

■ 支援の内容

災害により住宅に**大規模半壊以上の被害があった世帯**に対して、支援金が支給されます。

支給条件と金額は次のとおりです。なお、単身世帯の支給額は、各々の支援金の3/4になります。(単位：万円)

区分	基礎支援金[1] (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金[2] (住宅の再建方法に応じて支給)		計 [1]+[2]
全壊世帯	100	ア 建設・購入	200	300
		イ 補修	100	200
		ウ 賃借	50	150
大規模半壊世帯	50	ア 建設・購入	200	250
		イ 補修	100	150
		ウ 賃借	50	100

※加算支援金のア～ウに2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。

※「ウ 賃借」について、**公営住宅や借上住宅は対象外**となります。

※「ウ 賃借」については、被災した賃貸物件に引き続き住み続ける場合も対象となります。

※**次の①、②の両方を満たした場合も「全壊」とみなされます。**

- ① 住宅が「**大規模半壊**」又は「**半壊**」のり災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じた。
- ② **そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した。**

■ 活用できる方

「**全壊**」または「**大規模半壊**」のり災証明を受けた世帯の世帯主（上記「全壊とみなされる場合」を含む）

■ 必要書類等（○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。）

	必要書類	備考	全壊	大規模半壊	半壊解体	敷地被害解体
基礎支援金	1 同意書	被災状況、世帯情報の調査に関する同意書	○	○	○	○
	2 滅失登記簿謄本 又は解体証明書 敷地被害証明書類	法務局で滅失が確認できる登記事項証明書を取得するか、解体前後の写真を持って、開発建築指導課（924-2371）で解体証明書を取得してください。			○	○
	3 預金通帳の写し	金融機関名や口座名義人のフリガナ等が確認できる、世帯主の通帳の写し	○	○	○	○
4 居住を証明する書類及び住民票（続柄、本籍等全部記載のもの）	令和元年10月12日時点で、り災場所に居住していても住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）と10月12日時点の住民票の提出 が必要です。（申請書にマイナンバーを記入した場合は省略できますが、 申請時にマイナンバーカードを必ずお持ちください。郵送での申請の際はカード両面のコピーを添付してください。 なお、世帯状況により、住民票が必要になる場合もございます。）	△	△	△	△	
加算支援金	5 契約書等の写し	住宅の再建方法が確認できる契約書等（日付、住所、氏名、工期、印鑑等漏れのないもの）	○	○	○	○

※「3 預金通帳の写し」については、加算支援金のみを申請する場合も添付してください。

■ 手続き

必要書類を取り揃え、基礎支援金は**令和3年（2021年）11月11日まで**、加算支援金は**令和4年（2022年）11月11日まで**に、郡山市役所保健福祉総務課（本庁舎1階）へ申請してください。

市が受付した後、書類は公益財団法人都道府県センターにより審査され指定の口座に支援金が振り込まれます。（支給を受ける前（申請後の場合も含む。）に世帯構成員の全員が亡くなられた場合は支給されません。（支援金申請の権利は相続の対象となりません。））

■ お問い合わせ先

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉総務課（本庁舎1階 TEL 024-924-3822）

・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分